

令和5年度鹿児島県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金の申請手続き
(令和5年10月1日以降発生分を追加)

■補助金は、「令和5年度鹿児島県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱（令和5年11月13日一部改正）」に従って申請してください。

■申請手続きの変更点及び注意点

1 令和4年度までの交付申請手続きと次の点で申請方法等が異なります。

○ 補助対象となる費用は、既に支払いが完了したものが対象（実績に対する補助）ですので、交付申請と実績報告を同時に行うことにより手続きを簡素化しました。（交付決定後に実績報告書を提出する必要ありません。）

○ 「職場環境の復旧・環境整備に係る費用」及び「緊急時の介護人材確保に係る費用」については、支出内容を証明する書類（領収書、振込記録等）及び職員の勤務実績を証明する書類（給料明細、賃金台帳等）の提出は不要です。

なお、これらの証拠書類は、法人本部や各事業所等において適切に保管していただき、県から求めがあった場合には、速やかに提出していただくことを前提としています。

2 **令和5年10月1日以降分からの変更点**

○ 事業実施区分として、「令和5年10月1日以降に発生した費用分」に係る申請手続きを追加し、10月1日以降に発生した費用分から補助対象要件が、次のとおり変更になりました。

(1) 「緊急時の人材確保に係る費用」のうち、職員の割増賃金・手当について、令和5年10月1日以降、1人あたり日額4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする上限額を設定（令和5年9月30日までは上限なし）

(2) 「施設内療用費」について、補助要件及び補助上限額の見直し

ア 施設内療養者の数

	令和5年5月8日～ 9月30日まで	令和5年10月1日 以降
小規模施設等（定員29人以下）	同一日に <u>2人以上</u>	同一日に <u>4人以上</u>
大規模施設等（定員30人以上）	同一日に <u>5人以上</u>	同一日に <u>10人以上</u>

イ 補助上限額

令和5年5月8日～9月30日まで	令和5年10月1日以降
1日 <u>1万円</u> （最大 <u>15万円</u> ）	1日 <u>5千円</u> （最大 <u>7万5千円</u> ）

・ 支出内容を証明する書類（領収書、振込記録、給料明細、賃金台帳等）の取扱い及び申請書等の作成方法については変更ありません。

■申請書等の作成手順

○ 補助の対象となる期間は、令和4年度分(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に生じた費用分から対象となりますが、令和4年度分として既に申請済みのものは対象外です。

○ 申請手続きは事業実施期間(補助対象期間)によって補助要件等が異なります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 令和5年10月1日以降に生じた費用分 ← (今回追加)② 令和5年5月8日～令和5年9月30日までに生じた費用分③ 令和5年4月1日～令和5年5月7日までの間に生じた費用分④ 令和4年度に生じた費用分(未申請のもの) |
|---|

○ 申請は上記の事業実施期間区分(①, ②, ③, ④)に係る費用分を合わせた額(合計額)申請してください。

○ このExcelファイルに、事業実施期間区分(①, ②, ③, ④)ごとに必要な全ての様式を掲載していますので、『**申請書作成手順(スタート)**』のシートを開いて、手順に従って必要事項を入力してください。

■申請書の提出

○ 申請書の提出は、このExcelファイルの様式に必要な事項を入力していただき、そのままメール送信してください。(PDFファイルへの変換、ZIPファイル等への圧縮は行わないでください。)

○ 全ての様式において押印は不要です。

○ メール送信が利用できない事業所等においては、ExcelファイルのデータをコピーしたCD-ROM又は、様式を全て印刷して提出してください。